

住まいを適正に 管理しましょう

～世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例～

住居や敷地内に大量の物品をため込み、悪臭や害虫を発生させたり、通行の妨げになったりして、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすような住居が問題になっています。こうした問題に対応するため、区では平成28(2016)年4月に条例を施行しました。

条例の対象となる「管理不全な状態」とは

住居等に大量に物品をため込んでいるために、物品が道路にはみ出し歩行者等の通行に支障が出ているなど、居住者と地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態をさします。

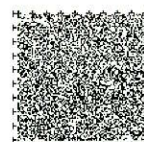
「管理不全な状態」にあるかどうかは、職員による現場調査の後、区の関係部署で検討し、専門家からなる「世田谷区生活環境保全審査会」の意見を聴いて判断します。



住まいの管理は、居住者の責任です

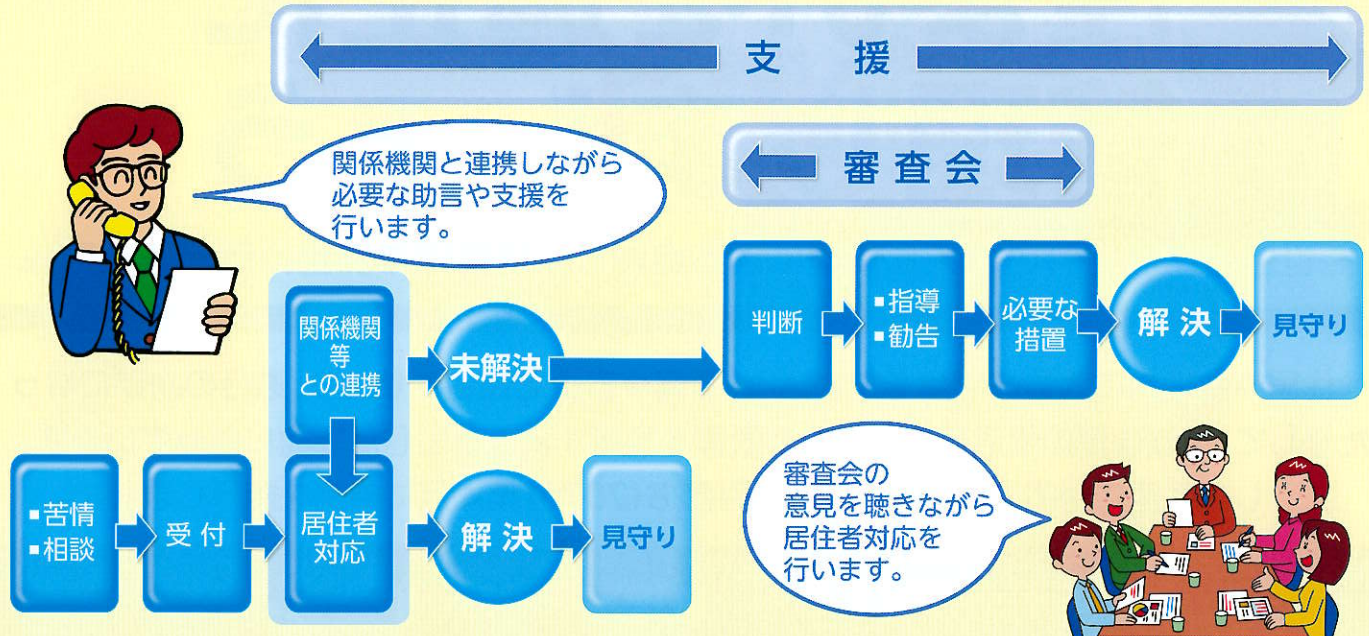
居住者は、住居等が「管理不全な状態」とならないよう、適正な管理に努めなければなりません。

区は、居住者に対し、必要な助言や支援を行いながら、不要な物品の片付けや整理整頓などをお願いしています。



対応の流れ

「管理不全な状態」にある住居に関する苦情や相談には、下記のような流れで対応します。



「管理不全な状態」を改善するために

区では、専門家による「世田谷区生活環境保全審査会」の意見を聴きながら、下記のような対応を行います。

確認・調査

現場へ行き、物品の堆積状況等を確認するほか、居住者や近隣住民へのヒアリングや居住者情報調査などを行います。

支援

居住者が自らまたは地域住民と協力して片付けを行う場合、掃除用具等を支給できます。

また、関係部署と連携し必要に応じて福祉サービスの利用につなげます。

指導・勧告

居住者等へ物品の撤去や整理整頓などを依頼しても、改善が進まない場合は、指導や勧告を行うことがあります。

問い合わせ先

【条例や管理不全な住居に関する問い合わせ・ご相談】

環境政策部 環境保全課 TEL 6432-7141 FAX 6432-7981

【地域の困りごとに関するご相談】

総合支所 地域振興課 計画・相談(世田谷は計画調整・相談)

世田谷 TEL 5432-2818 FAX 5432-3032

北沢 TEL 5478-8038 FAX 5478-8004

玉川 TEL 3702-1134 FAX 3702-0942

砧 TEL 3482-1324 FAX 3482-1655

烏山 TEL 3326-1207 FAX 3326-1050

